

## 登録政治資金監査人の登録及び研修について

### (1) 登録政治資金監査人の登録について

#### ○これまでの取組

- ・ 政治資金規正法（以下「法」という。）では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。
- ・ これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。
- ・ 登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数の確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、周知・広報を行ってきた。
- ・ 特に、第5期においては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、政府において、原則として押印義務を廃止することとなったことから、当委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式における押印欄を削除する等の改正を行った。
- ・ また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正により弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設されたことに伴う施行規則の改正により、登録政治資金監査人名簿への登録事項が改正されたことに伴い、当委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正について検討。
- ・ 登録政治資金監査人の登録等に係るこうした様式改正については、当委員会のホームページへの掲載や、改訂した研修テキストとともに様式変更を周知する資料を併せて研修時に配布する等を通じて周知を図ったほか、関係士業団体に対し広く周知を依頼したところである。
- ・ これらの結果、登録政治資金監査人の登録者数は安定的に推移し、令和4年8月末現在で5,076人となっている（表1）。国会議員関係政治団体数は3,056団体（令和2年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。以下同じ。）であり、登録者数がこれを上回っている。

- ・ 都道府県別の登録状況を見ても、全都道府県において登録がなされており、多くの地域では登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が1未満であり、全国平均も0.6団体となっている。1以上となっている地域もあるが、令和元年度末と比較して都道府県数は横ばいであり、大きな状況の変化はみられない。
- ・ また、令和4年8月末時点において、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）のうち実務向上研修の参加者アンケート結果によれば、令和3年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人のうち一定程度が自身の所属事務所が所在する都道府県以外の地域に主たる事務所が所在する国会議員関係政治団体の政治資金監査を請け負っていることなどから、登録政治資金監査人の地域的偏在による支障は特段生じる状況ではないと考えられる。
- ・ 第5期における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、下記のとおり。

#### ① 新規登録者数及び登録抹消者数の状況

- ・ 令和4年8月末時点における新規登録者数は251人、登録を抹消した者（以下「登録抹消者」という。）の数は196人であり、第5期における登録者の増減は55人増となっている。また、令和2年度を除き、各年度において新規登録者数が登録抹消者数を上回っているが、登録者数の純増は鈍化傾向にある（表3、表4、表5）。
- ・ 登録抹消者の抹消事由は、約6割が本人からの申請（法第19条の23第1項）、約4割が本人の死亡や関係士業の廃止等（法第19条の23第1項第1号）によるものとなっている。

#### ② 登録者及び登録抹消者の年代分布

- ・ 令和4年8月末時点までの登録者の年代分布については、70歳代以上の割合が増加し、登録政治資金監査人の平均年齢は第4期末現在（59.2歳）と比較して2.1歳上昇している（表6）。
- ・ 登録抹消者の年代構成については約6割が70歳代以上である一方、（表8）、新規登録者の年代分布については約2割が60歳代以上であり、登録政治資金監査人の高齢化が進んでいるものと考えられる。

## (2) 政治資金監査に関する研修の実施について

### ○これまでの取組

- 令和4年度現在、当委員会では登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）」及び「フォローアップ研修」の2種類の研修を実施している。登録時研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり（法第19条の27）、フォローアップ研修は、当委員会が行う研修（法第19条の30第1項第3号）として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的に、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。それぞれの研修の概要は、下表（表9）のとおりである（フォローアップ研修に関しては第3章に詳記。）。

（表9）政治資金監査に関する研修一覧（政治資金適正化委員会が実施するもの）

研修の種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式※1 （要望研修方式※2を含む。） 個別研修方式※3 リモート研修方式※4	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修方式 リモート研修方式※4	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの（平成20年12月から実施）。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの（平成23年4月から実施）。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの（平成22年4月から実施）。

※4 リモート研修方式…個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施するもの（令和3年1月から実施）。

- ・ 第5期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、集合研修の中止や人数制限をせざるを得ないこととなった。当初はその代替措置として新たにリモート研修を臨時に実施したが、リモート研修の性質上、第4期とりまとめにおいて求められた「遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備」に資するものであること、今後も新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中でも受講機会を確保できること、研修の受講に係る利便性の向上により新規登録者の安定的確保及び未受講者の受講促進に資すること等から、本格実施することとし、研修期間も拡充した。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極め、受講者数は制限せざるをえなかったものの集合研修も再開し、個別研修と併せて、令和4年8月末現在、登録政治資金監査人5,076人のうち、4,970人（97.9%）が登録時研修を修了し、政治資金監査を実施することが可能となっている（表10）。一方、登録時研修の未修了者は106人となっている。
- ・ 第5期における実施状況の詳細については、以下のとおり。

#### <各年度における研修実施状況について>

##### ① 令和2年度

- ・ 令和2年より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が数次にわたり発出されたことなどから、感染拡大防止のため、その時々状況を踏まえ、予定した開催時期や開催場所に応じて集合研修の中止を検討するとともに、登録政治資金監査人の受講機会確保のための追加開催も並行して検討した結果、令和2年9月末までの集合研修についてはすべて中止したが、10月以降は、受講者数の制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で、集合研修を実施した。
- ・ また、令和3年1月に緊急事態宣言の対象区域が変更（愛知県及び兵庫県等の追加）されたことにより、令和3年1月に追加実施を予定していた2箇所（神戸市及び名古屋市）での集合研修を中止したことに伴い、その代替措置を講じるべく、臨時の措置としてリモート研修方式による登録時研修を実施することとし、令和3年1月から3月に実施した。なお、要望研修は実施要望が無かった。
- ・ 個別研修は、検温、消毒等の新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で、年度を通じて実施した。

- これらにより、令和2年度においては、集合研修が7回（30名）、個別研修が55回（55名）、リモート研修が15名に対して実施され、研修修了者数は100名となった（表10）。

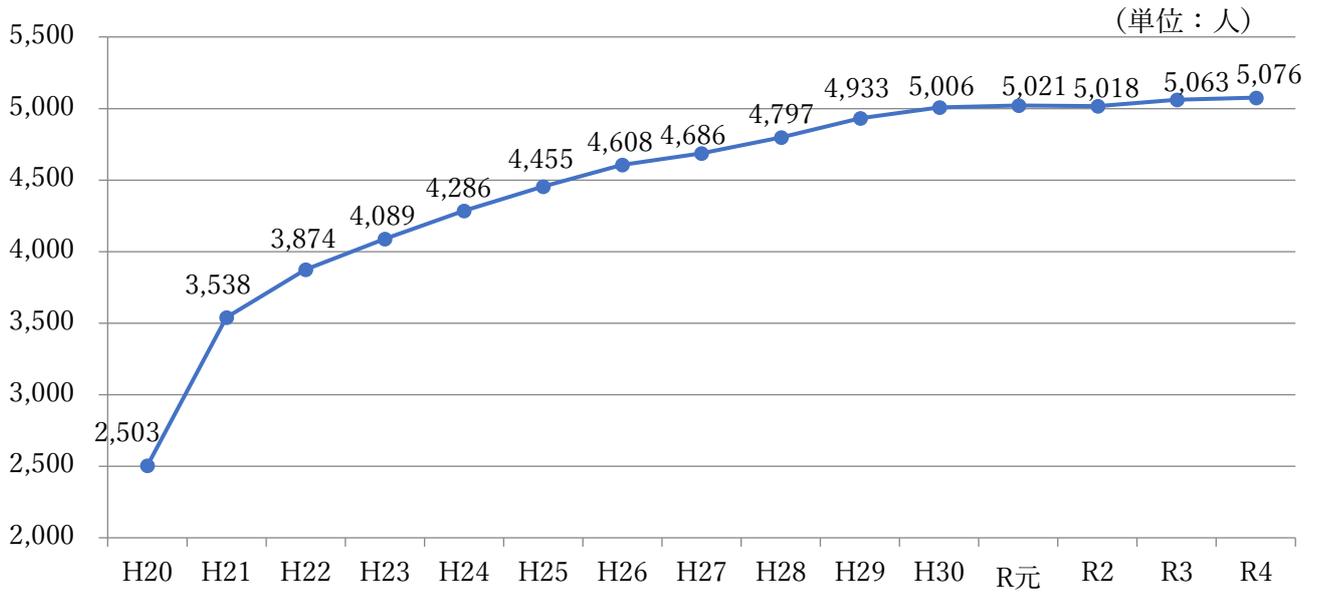
## ② 令和3年度

- 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を慎重に見極めながら、集合研修の開催場所を順次追加する決定を行い、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で集合研修及び個別研修を行った。なお、要望研修は実施要望が無かった。
- また、「政治資金監査に関する研修実施要領」等を改正し、リモート研修方式による登録時研修実施にかかる規定の整備を行い、令和4年1月から3月に実施した。
- これらにより、令和3年度においては、集合研修が7回（50名）、個別研修が40回（40名）、リモート研修が38名に対して実施され、研修修了者数は128名となった（表10）。

## ③ 令和4年度

- 令和4年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で集合研修（2回）及び個別研修を実施しているところ。さらに集合研修を2回開催予定。
- リモート研修については、令和4年9月から令和5年1月にかけて実施予定。
- また、すべての研修方式において、研修の理解度を自己確認するための小テストの実施を開始した。

(表 1) 登録政治資金監査人の抹消者数を除く登録者数(累積)の推移



(単位:人)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
抹消者を除く 登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,797	4,933	5,006	5,021	5,018	5,063	5,076

※各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

(表2) 登録政治資金監査人の都道府県別登録者数等

令和4年8月末現在登録者分までの総登録者数

(単位：人、団体)

事務所所在地	登録者数				国会議員 関係 政治団体数	1監査人 当たりの 団体数	1監査人 当たりの 団体数 (第4期)
		弁護士	公認会計士	税理士			
北海道	141	7	26	108	173	1.23	1.15
青森県	26	0	6	20	25	0.96	0.81
岩手県	20	0	0	20	26	1.30	1.33
宮城県	70	0	6	64	40	0.57	0.55
秋田県	19	0	0	19	23	1.21	1.11
山形県	24	0	2	22	29	1.21	1.29
福島県	38	1	5	32	44	1.16	1.13
茨城県	64	1	10	53	48	0.75	0.69
栃木県	38	1	5	32	51	1.34	1.32
群馬県	50	2	10	38	37	0.74	0.57
埼玉県	232	0	36	196	131	0.56	0.63
千葉県	146	8	25	113	136	0.93	0.80
東京都	1,593	208	382	1,003	676	0.42	0.41
神奈川県	269	15	50	204	161	0.60	0.60
新潟県	56	1	6	49	51	0.91	0.69
富山県	55	3	9	43	27	0.49	0.50
石川県	57	1	6	50	18	0.32	0.35
福井県	33	3	4	26	20	0.61	0.59
山梨県	30	0	4	26	22	0.73	0.73
長野県	53	0	10	43	48	0.91	1.00
岐阜県	70	0	10	60	31	0.44	0.40
静岡県	98	0	21	77	73	0.74	0.63
愛知県	295	12	34	249	149	0.51	0.46
三重県	57	2	8	47	35	0.61	0.56
滋賀県	31	0	13	18	30	0.97	0.83
京都府	114	3	16	95	63	0.55	0.57
大阪府	519	40	91	388	198	0.38	0.40
兵庫県	135	4	29	102	104	0.77	0.66
奈良県	40	3	5	32	25	0.63	0.43
和歌山県	22	0	3	19	21	0.95	0.95
鳥取県	13	0	0	13	17	1.31	1.45
島根県	4	1	1	2	12	3.00	2.00
岡山県	39	1	9	29	50	1.28	1.20
広島県	80	4	8	68	68	0.85	0.73
山口県	42	0	6	36	31	0.74	0.66
徳島県	16	0	3	13	16	1.00	1.21
香川県	30	2	4	24	26	0.87	0.77
愛媛県	35	0	5	30	26	0.74	0.72
高知県	10	0	3	7	18	1.80	1.80
福岡県	151	5	42	104	91	0.60	0.51
佐賀県	27	0	7	20	20	0.74	0.75
長崎県	33	0	5	28	30	0.91	0.76
熊本県	72	0	7	65	25	0.35	0.36
大分県	34	2	4	28	28	0.82	0.84
宮崎県	21	0	4	17	25	1.19	0.82
鹿児島県	42	0	6	36	32	0.76	0.76
沖縄県	32	1	5	26	26	0.81	0.79
<b>合計</b>	<b>5,076</b>	<b>331</b>	<b>951</b>	<b>3,794</b>	<b>3,056</b>	<b>0.60</b>	<b>0.57</b>

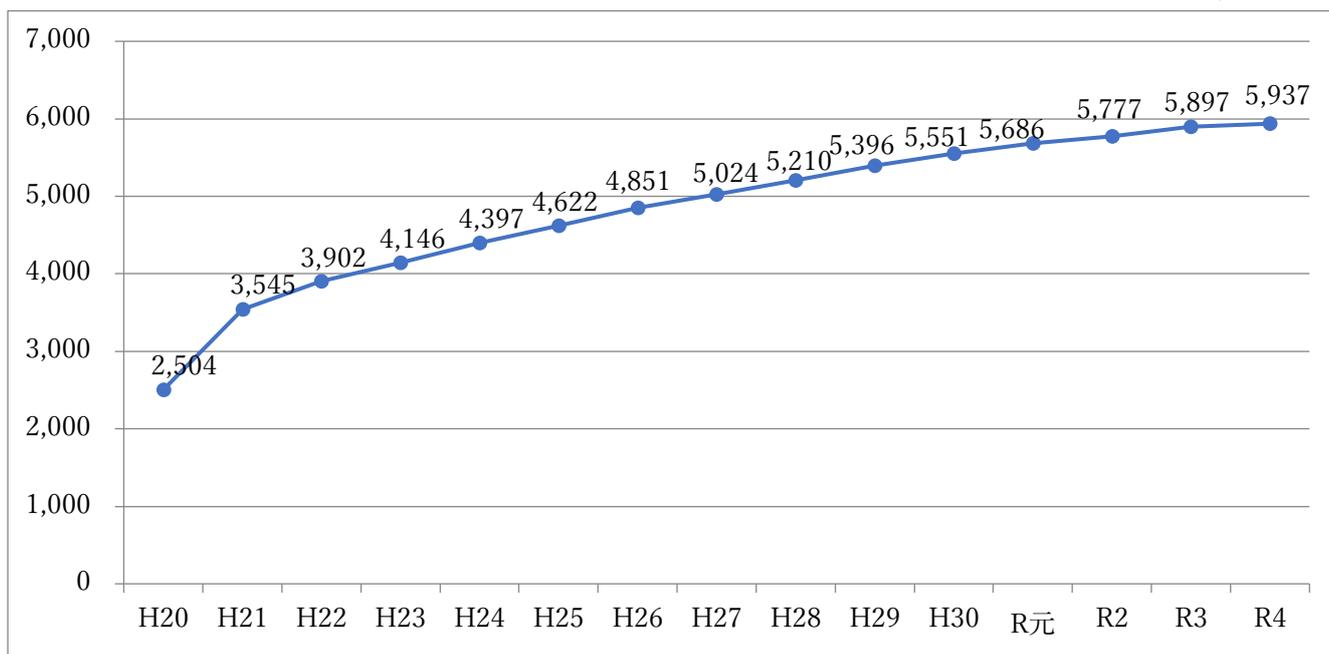
※国会議員関係政治団体数は、令和2年分収支報告書の提出義務団体数

※令和4年8月末現在の登録政治資金監査人数

※合計欄の1団体当たりの監査人数及び1監査人当たりの団体数は、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の合計に基づく。

(表3) 登録政治資金監査人の登録抹消者を含む登録者数(累積)の推移

(単位:人)



(単位:人)

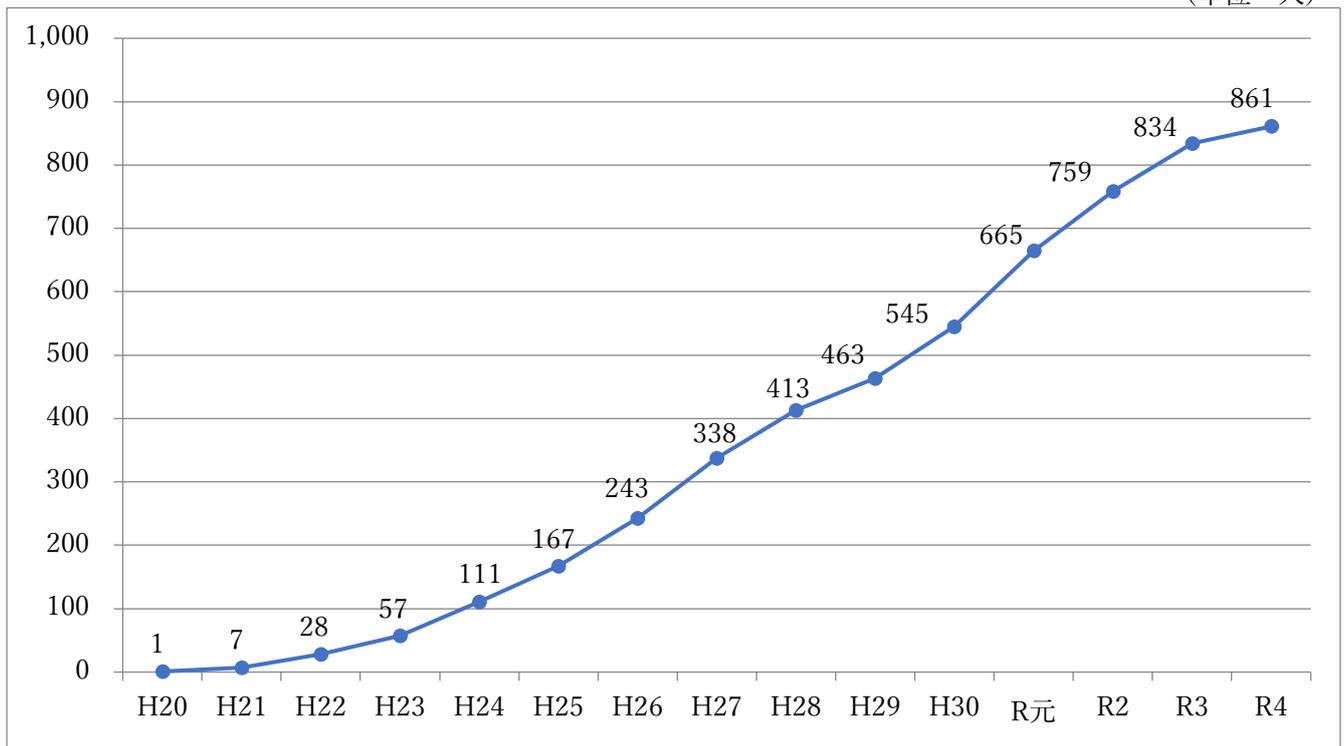
年度	登録者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	184	498	1,822	2,504
平成21年度	40	134	867	3,545
平成22年度	18	49	290	3,902
平成23年度	17	45	182	4,146
平成24年度	12	54	185	4,397
平成25年度	8	39	178	4,622
平成26年度	15	46	168	4,851
平成27年度	18	40	115	5,024
平成28年度	16	33	137	5,210
平成29年度	22	39	125	5,396
平成30年度	16	31	108	5,551
令和元年度	10	30	95	5,686
令和2年度	8	23	60	5,777
令和3年度	6	27	87	5,897
令和4年度	5	7	28	5,937
総計	395	1,095	4,447	5,937

※各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

※登録後に士業の変更があった者については、変更後の士業で分類している。

(表4) 登録政治資金監査人の登録抹消者数(累積)の推移

(単位:人)



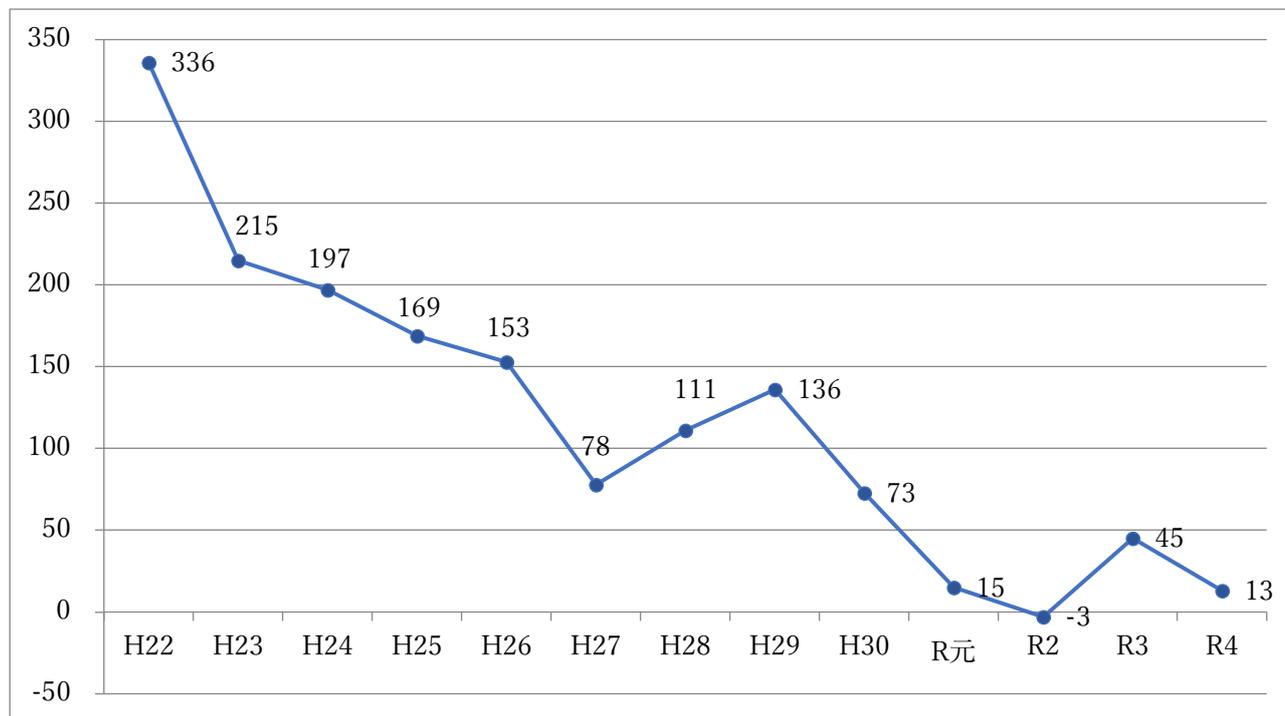
(単位:人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	0	1
平成21年度	6	1	1	7
平成22年度	21	1	6	28
平成23年度	29	3	6	57
平成24年度	54	9	13	111
平成25年度	56	5	17	167
平成26年度	76	6	9	243
平成27年度	95	4	16	338
平成28年度	75	5	7	413
平成29年度	50	8	5	463
平成30年度	82	7	14	545
令和元年度	120	7	23	665
令和2年度	94	6	18	759
令和3年度	75	2	6	834
令和4年度	27	0	3	861
総計	861	64	144	653

※各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

(表5) 登録政治資金監査人の登録純増数(登録者数-登録抹消者数)の推移

(単位:人)

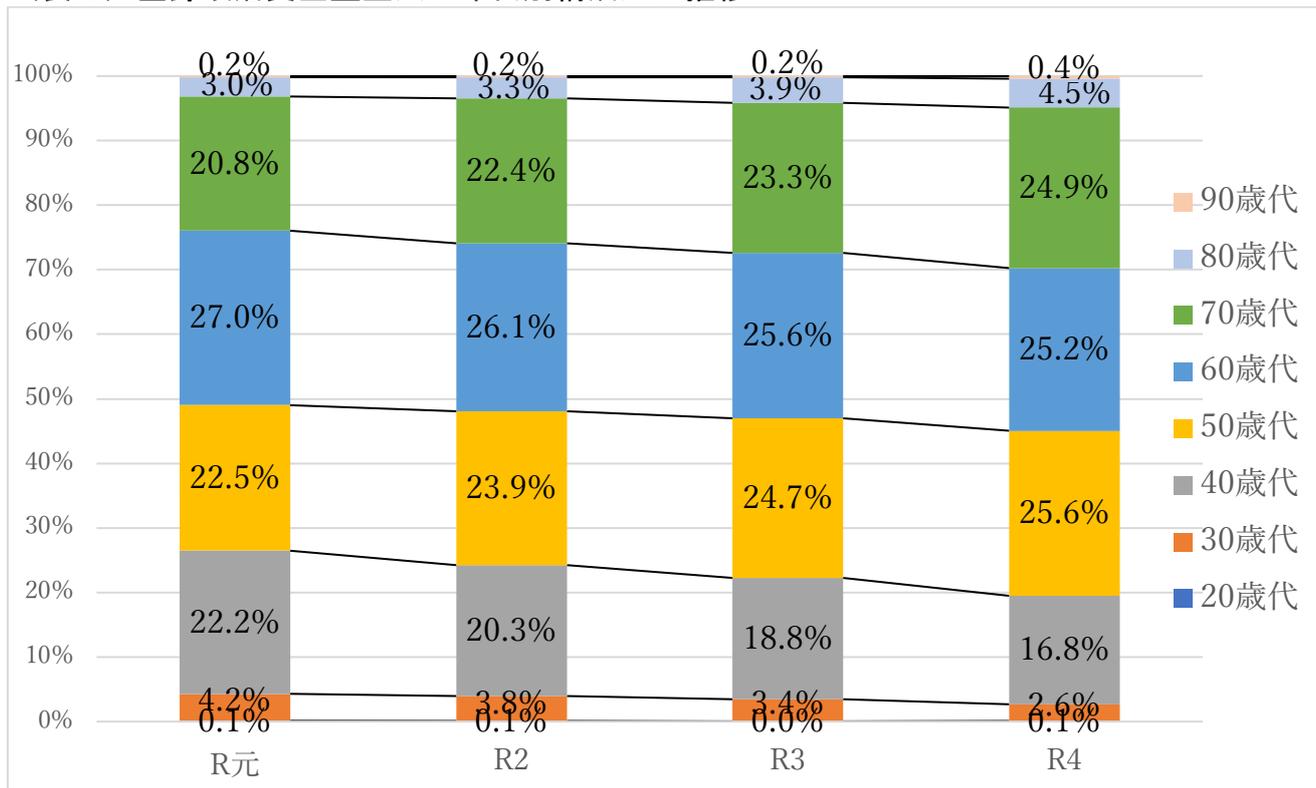


(単位:人)

年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
平成21年度	1,041	6	1,035
平成22年度	357	21	336
平成23年度	244	29	215
平成24年度	251	54	197
平成25年度	225	56	169
平成26年度	229	76	153
平成27年度	173	95	78
平成28年度	186	75	111
平成29年度	186	50	136
平成30年度	155	82	73
令和元年度	135	120	15
令和2年度	91	94	△ 3
令和3年度	120	75	45
令和4年度	40	27	13
総計	5,937	861	5,076

※各年度3月末現在の数値(令和4年度は、令和4年8月末現在の数値)。

(表6) 登録政治資金監査人の年代別構成比の推移

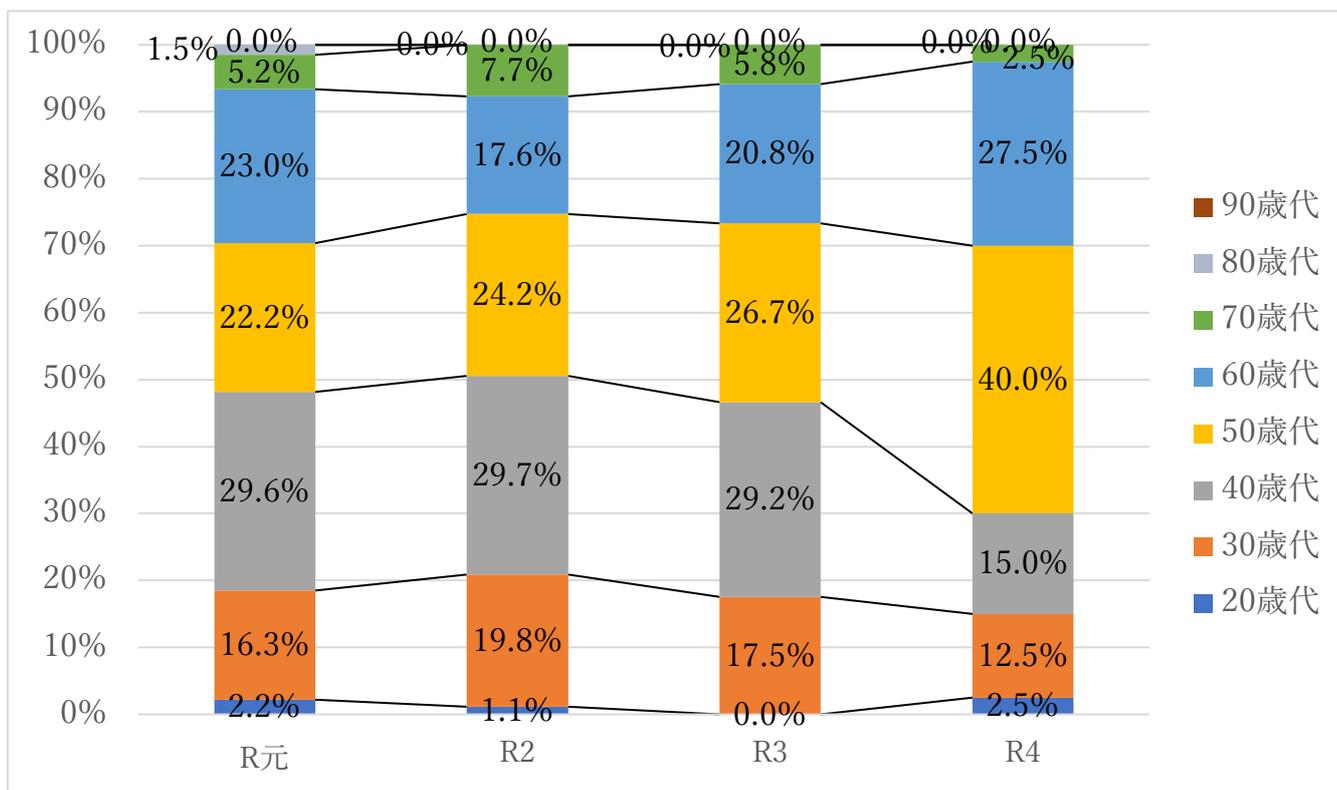


※ 登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

※ 令和4年度は令和4年8月末現在登録者の年度末時点の年齢

※ 令和元年度末時点の平均年齢は59.2歳、令和4年度8月末時点の平均年齢は61.3歳。

(表7) 新規登録者の年代別構成比の推移

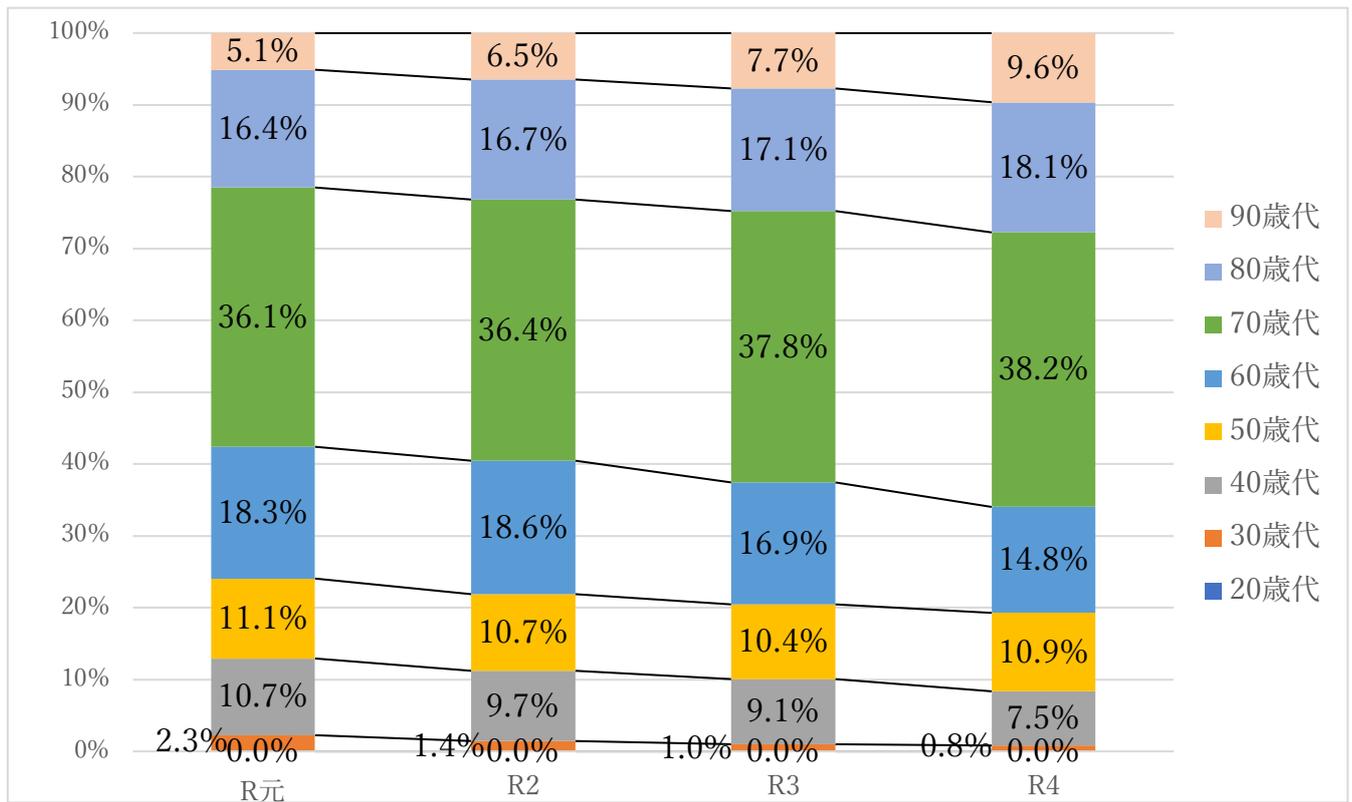


※ 登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

※ 令和4年度は令和4年8月末現在登録者の年度末時点の年齢

※ 令和元年度末時点の平均年齢は51.1歳、令和4年度8月末時点登録者の平均年齢は51.8歳

(表 8) 登録抹消者の年代別構成比の推移



※ 抹消者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。  
 ※ 令和4年度は令和4年8月末現在抹消者の年度末時点の年齢

(表 10) 登録時研修の実施状況 (年度別・研修方式別)

(単位：人)

年度	研 修 修了者数	集合研修方式		要望研修方式		個別研修方式		リモート研修方式	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 20 年度	816	8 回	816	—	—	—	—		
平成 21 年度	2,616	39 回	2,616	—	—	—	—		
平成 22 年度	338	7 回	139	—	—	199 回	199		
平成 23 年度	241	11 回	100	2 回	20	121 回	121		
平成 24 年度	270	12 回	77	3 回	40	153 回	153		
平成 25 年度	208	15 回	103	1 回	8	97 回	97		
平成 26 年度	231	14 回	105	0 回	0	126 回	126		
平成 27 年度	192	16 回	69	1 回	21	102 回	102		
平成 28 年度	174	16 回	84	0 回	0	90 回	90		
平成 29 年度	177	19 回	115	0 回	0	62 回	62		
平成 30 年度	171	19 回	129	0 回	0	42 回	42		
令和元年度	111	14 回	79	0 回	0	32 回	32		
令和2年度	100	7 回	30	0 回	0	55 回	55	1 月～3 月	15
令和3年度	128	7 回	50	0 回	0	40 回	40	1 月～3 月	38
令和4年度	27	2 回	13	0 回	0	14 回	14	9 月～1 月	0
総 計	5,800	206 回	4,525	7 回	89	1,133 回	1,133		53

※1 各年度 3 月末現在の数値 (令和 4 年度は、令和 4 年 8 月末現在の数値)。

※2 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※3 令和 4 年 8 月末現在、研修修了者数から抹消者を除いた数値は 4,970 人。